平成２３年（フ）第８８号
新潟県長岡市川崎３丁目2414番地１
破産者　脇坂　幸治
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
新潟県柏崎市新赤坂５丁目６番15号、前住所新潟県柏崎市松美１丁目７番41号
破産者　土田　富夫
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
新潟県柏崎市田中１番16―205号　サンハイツヨコハマ
破産者　嶋﨑美津子
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
富山市石金３丁目１番20―307号　グランドハイツ石金、前住所富山県中新川郡立山町利田1311番地の46
破産者　奥田　晋一
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８５号
富山市婦中町上田島161番地
破産者　野上　恭子
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７４号
愛知県刈谷市神明町６丁目37番地１　ライオンズシティ刈谷606号
破産者　酒井　和美
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
愛知県西尾市熊味町南十五夜80番地２　コンフォートくまみ201号室、従前の住所愛知県幡豆郡一色町大字大塚字竹荒井55番地10
破産者　中垣内靖行
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１６号
愛知県西尾市戸ケ崎町城山34番地１　ＣＡＥＳＡＲ　ＰＡＲＫ　Ｉ―201号室
破産者　三浦　孝仁
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２５３号
京都市伏見区羽束師菱川町663番地14
破産者　村田　　功
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1020番地の24
破産者　髙垣　仁美
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１０８号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来166番地の４、開始決定時の住所和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野1032番地
破産者　岡本　麻弓
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２７号
和歌山県西牟婁郡白浜町2721番地の11
破産者　ウエストリバーこと　西川宗二郎
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５２号
山口県岩国市黒磯町２丁目30番８号、住民票上の住所広島県廿日市市宮島口東２丁目６番27号
破産者　濵重　　昇
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９３９号
熊本市水前寺５丁目６番４、住民票上の住所熊本市水前寺１丁目７番20―1107号
破産者　原　　一嘉
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０００号
熊本県上益城郡御船町大字豊秋1992番地２
破産者　佐野　賢一
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田13433番地１
破産者　門松　　正
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６６号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜871番地
破産者　櫻庭　道男
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番13―201号
破産者　上堂園　洋
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係